TOPICS

トピックス

Defense Production Base Strengthening Act

防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置（特定取組）について

（公財）防衛基盤整備協会 第２事業部 担当部長　小島　和浩

背　景

政府は、令和４年12月16日の国家安全保障会議および閣議において①国家安全保障に関する最上位政策文書である「国家安全保障戦略」②防衛の目標を設定しそれを達成するためのアプローチと手段を示す「国家防衛戦略」（防衛計画の大綱から新たに策定）および③わが国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画である「防衛力整備計画」（中期防衛力整備計画から新たに策定）を決定しました。その中で、防衛生産・技術基盤は、自国での装備品等の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を装備品等に取り込むために不可欠なものとし、防衛装備品、自衛隊員と並び防衛力そのものであると位置づけました。そして、防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくために、国家として必要な予算措置等を行い、これに必要な法を整備することとしました。

このような背景には、国際連合安全保障理事会常任理事国のロシアがウクライナに侵攻するという暴挙を犯し国際社会が新たな危機に突入したこと、中国が「今世紀半ばまでに世界一流の軍隊を作る」という目標を掲げ、詳しい内容を公表しない不透明な国防費を継続的に増加させ、核・ミサイル戦力に加えて宇宙領域を含む軍事力を広範かつ急速に増強するとともに、東シナ海、南シナ海等における海空域において、力による一方的な現状変更の試みを強化していること、隣国の北朝鮮が体制を維持するために大量破壊兵器や弾道ミサイル等の増強に取り組んでおり、特に令和４年はかつてない頻度で弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、北朝鮮の軍事的行動がわが国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっていること等が要因となっていると思慮されます。

一方で、最近の科学技術の急速な進展により開発された先端技術が安全保障の在り方を根本的に変化させることが明確になり、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなり得るAI搭載無人機や高出力レーザ兵器等の開発を促進するとともに、新素材や材料関連技術等をこれらの兵器に活用することに力を注いでいます。そして、これらの性能発揮に欠かせない希少な金属「レアメタル」をはじめとする鉱物資源等の獲得競争が激化していることも政策転換の要因だと考えられます。

防衛生産基盤強化法

政府は、これらの状況から国家として自衛隊の戦い方を支える防衛力を確保するため、防衛力整備の一環として、①力強く持続可能な防衛

産業を構築すること②様々なリスクへの対処をすること、および③防衛産業の販路拡大を図ること等をより踏み込んだ形で実施できるようにと、令和５年６月に第211回通常国会において「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤強化に関する法律」（以下「防衛生産基盤強化法」という）を成立させ、防衛生産・技術基盤の維持・強化に係る各種施策に取り組む体制を整備することとしました。

防衛生産基盤強化法は、**図１**に示した七つの分野について定められ、防衛省が事業撤退による供給途絶やサイバー攻撃による企業からの情報漏洩といった、サプライチェーン上の様々なリスクに対応した措置をとることができることとし、同年10月１日より施行されました（一部を除く）。

防衛生産基盤強化法で定める基盤強化の措置

防衛生産基盤強化法の施行により、装備品製造等事業者〔自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等であって、その製造等が停止された場合に、防衛省が必要とするときの調達に支障が生ずるおそれがある装備品等（以下「指定装備品等」という）の製造等をする事業者〕は、装備品等の安定的な製造等の確保のために以下の四つに該当する指定装備品等に関する取組みを実施し、その取組みについて防衛大臣の認定を受けた場合には、掛かった経費の支払を国から受けることができます（認定後に防衛装備庁との契約が必要）。

(1)　供給網の強靱化

供給網の強靱化では、指定装備品等の製造等

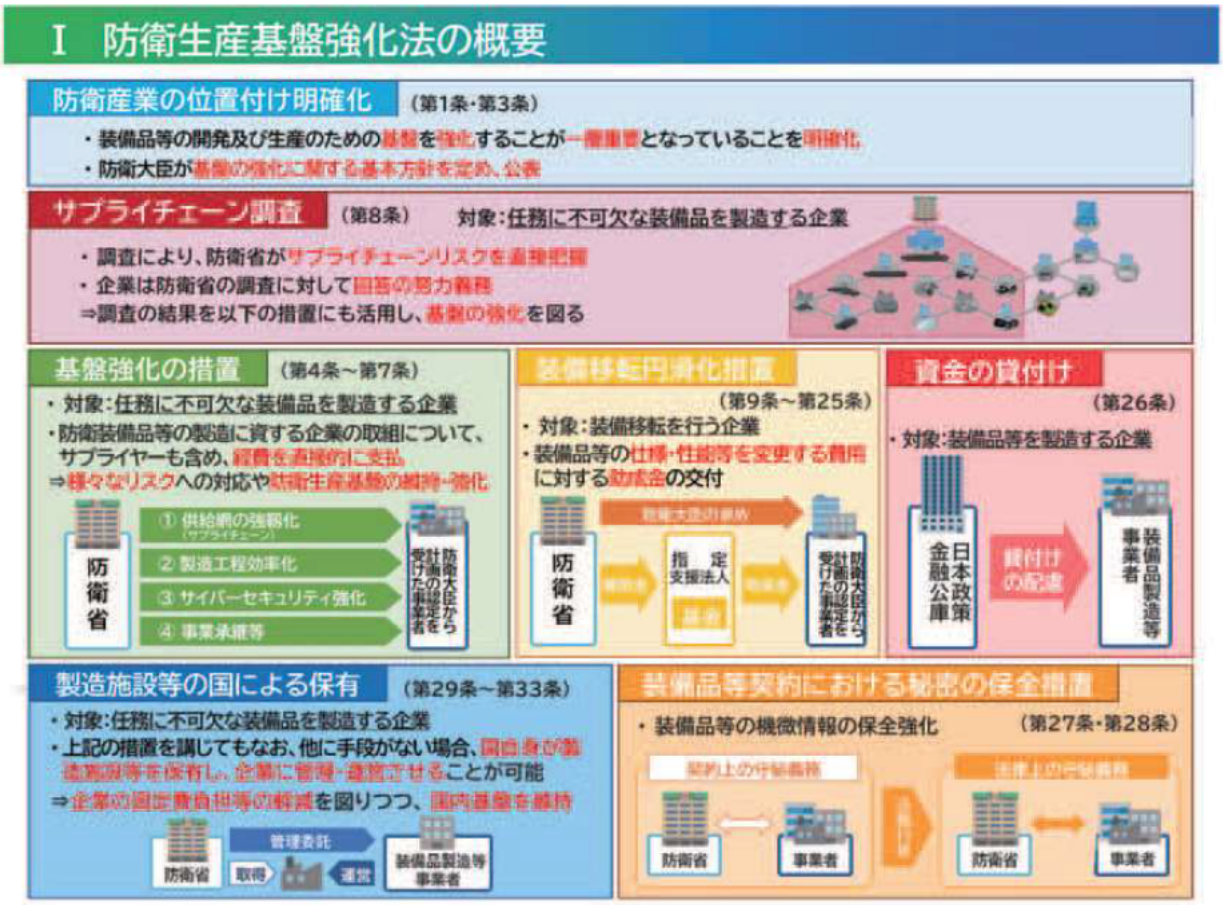

図１　防衛生産基盤強化法のイメージ図